

2007-3-17 OECD-NCP 面談報告

フィリピントヨタ労組を支援する会事務局

トヨタ『OECD 多国籍企業ガイドライン』違反事件に関してフィリピントヨタ労組は3月17日午前10時半から日本のNCP（外務省、厚生労働省、経済産業省）担当者たちとの面談を行った。

冒頭、小嶋事務局長から昨年9月の日本NCPとの面談以降の現地の動き、特に直近の2月25日のOECD-TUACの東京でのシンポジウム開催、陸軍202部隊の分遣隊移駐問題及び3月10日のEMI矢崎労組での元委員長暗殺事件などについて述べて、日本NCPによるOECDが国籍企業ガイドライン違反申立ての初期調査評価がどのようになっているかを質した。日本NCP側は外務省、厚生労働省、経済産業省から各1名が参加し、答弁は専ら外務省のA事務官のみが対応した。

A事務官は、フィリピントヨタの事例に関しては、現在初期評価の準備中であるとし、3つの申立て事項を以下のように説明した。解雇事件については、昨年10月にフィリピン最高裁で「解雇有効」の判決が出たことを重視している。団体交渉権、刑事事件についても、細かいことの確認をしている。つまり、すでに4年間の歳月が過ぎているにもかかわらずいまだにこの事件を正式に取り上げるのかどうかを決めるための準備をしていると語り、事実上、「フィリピン裁判」の結果をひたすら待ち続ける意思を表明した。

その後の意見交換の中で明らかになったのは、日本NCPがフィリピン最高裁の2007年10月19日解雇有効判決を擁護する態度を鮮明にしたことであった。すなわち、このフィリピン最高裁解雇有効判決は「ストライキが---真に有益であるというのは時代遅れの思想である」(判決文から)と労働者の基本的権利を否定する判事たちによって出されたのだが、A事務官は「現地司法最高機関が解雇有効の判決を出した以上、NCPがそれに反した調停などを出すことは困難である。」また「不可能である。」と言い切った。日本のOECD・NCPは『OECD 多国籍企業ガイドライン』という国際基準に従って訴えを審査するのではなく、腐敗し、反動化を強めているアロヨ政権下の裁判所の基準に従って訴えを審査するというのである。

またこのアロヨ政権下で軍とその傘下組織などによって議員、ジャーナリスト、牧師などを含む人権活動家、農民運動や労働運動指導者が750人以上政治的に殺害されており、フィリピントヨタ労組に対しても軍隊による威喝、監視が行われている問題についてもA事務官は人権感覚のなさを暴露した。彼は「フィリピントヨタ労組はKMU（5月1日運動）ですか」と質問し、私達が「KMUに入っていない」と答えると、なんと「KMUでなければ狙われることはないでしょう」と語った。事実はKMUである人もそうでない人も殺されている。しかし問題はそんなところにはない。

フィリピンの労働組合は政府の承認を必要とし毎年報告を行っている。いま指導者が殺され、軍隊によって威喝されたり監視されたりしている労働組合はこの政府によって承認され続けている合法的活動を行っている組合なのである。

私たちが日本外務省に人権の擁護を求めるのは無駄な努力なのであろうか。